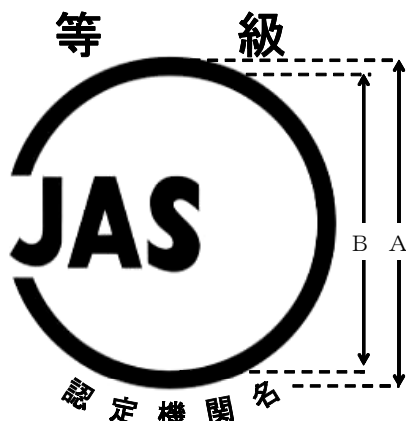


単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法

制 定：昭和63年10月11日農林水産省告示第1598号
一部改正：平成12年6月9日農林水産省告示第823号
一部改正：平成17年12月27日農林水産省告示第1999号
最終改正：平成20年5月13日農林水産省告示第702号

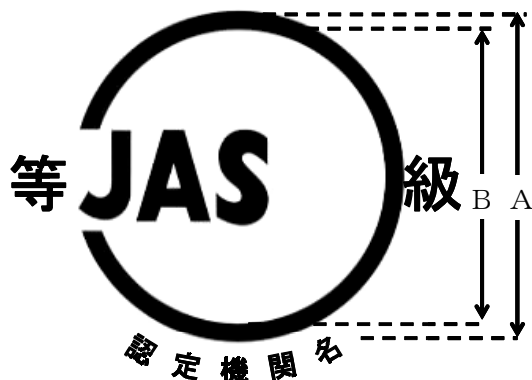
一 表示の様式

1 造作用単板積層材



- (1) Aは20ミリメートル以上とし、BはAの $9/10$ とする。
- (2) JASの文字の高さは、Aの $3/10$ とする。
- (3) 等級を表す文字の高さは、Aの $1/5$ とする。
- (4) 等級は、1等又は2等の別を記載する。ただし、表面に化粧加工を施したものにあっては、等級の表示を省略する。
- (5) 認定機関名は、略称を記載することができる。

2 構造用単板積層材



- (1) Aは20ミリメートル以上とし、BはAの $9/10$ とする。
- (2) JASの文字の高さは、Aの $3/10$ とする。
- (3) 等級を表す文字の高さは、Aの $1/5$ とする。
- (4) 等級は、特級、1級又は2級の別を記載する。
- (5) 認定機関名は、略称を記載することができる。

二 表示の方法

格付の都度、各枚、各本又は各こりごとに、見やすい箇所にはよう付し、又は押印するものとする。

附 則（昭和 63 年 10 月 1 日農林水産省告示第 1598 号）

この告示は、昭和 63 年 10 月 14 日から施行する。

改正文（平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 823 号）

平成 12 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「旧法」という。）第 14 条第 1 項の規定により条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、改正法の施行の際現に旧法第 16 条第 2 項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人、旧認定製造業者（改正法附則第 6 条第 1 項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧認定生産行程管理者（改正法附則第 6 条第 2 項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。）、旧認定小分け業者（改正法附則第 7 条第 1 項に規定する旧認定小分け業者をいう。）、旧認定輸入業者（改正法附則第 8 条第 1 項に規定する旧認定輸入業者をいう。）、旧登録外国格付機関（改正法附則第 11 条第 1 項に規定する旧登録外国格付機関をいう。）、旧認定外国製造業者（改正法附則第 12 条第 1 項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）、旧認定外国生産行程管理者（改正法附則第 12 条第 2 項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。）又は旧認定外国小分け業者（改正法附則第 13 条第 1 項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。）が、改正法附則第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づき格付を行う場合における格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。

改正文（平成 20 年 5 月 13 日農林水産省告示第 702 号）

平成 20 年 8 月 11 日から施行する。

（最終改正の施行期日）

平成 20 年 5 月 13 日農林水産省告示第 702 号については、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。